

堺市地域医療情報ネットワークシステム導入業務に係る

公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、堺市地域医療情報ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）が募集する公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が「堺市地域医療情報ネットワークシステム導入業務の公募型プロポーザル概要」及び、関係法令に定めるもののほか、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 調達・業務内容

(1) 調達物品及び数量

(ア) 公開施設に必要な「堺市地域医療情報ネットワークシステム基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）に準拠したシステムの機器一式。なお、公開施設に必要な SS-MIX2 サーバは調達に含めない。

(イ) 公開施設は以下に記載する施設をいう。

- ・独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院
- ・地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
- ・社会医療法人ペガサス 馬場記念病院
- ・社会医療法人同仁会 耳原総合病院

(ウ) 上記4施設以外に、本プロポーザル公示から令和2年9月30日までに協議会に公開施設として参加申請があり、参加が認められた施設においても調達の対象に含める。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで（令和3年4月1日稼働開始予定）

(3) 履行場所

(ア) (1)の(イ)及び(ウ)に定める公開施設

(イ) 堺市医師会館

(ウ) 堺市役所

(エ) 仕様書記10(2)に記載する操作研修・説明会を実施する堺市内の施設

(オ) その他受注者が、設計、構築に必要とする場所で、発注者が認めた場所

(4) 業務の仕様

「基本仕様書」のとおり

2. 公募型プロポーザルに関する事務を担当する名称及び所在地

【堺市地域医療情報ネットワーク運営協議会 事務局】

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号

地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 4階

法人本部 システム管理室

担当者 山根

TEL 072-272-9972 FAX 072-272-9911

3. 公募型プロポーザルの参加者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルの参加者は、次の要件について全て満たしていなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全でない者
- (2) 法人税又は所得税、並びに消費税及び地方消費税の未納がない者
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号に該当しない者
- (4) この公告の日からプロポーザル参加資格確認結果通知までの期間において、次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）の措置を受けている者
 - (イ) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者
 - (ウ) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - (エ) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- (5) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4. プロポーザル関係書類の交付

(1) 交付方法

堺市立総合医療センターのホームページに公開する。

堺市立総合医療センターURL：<https://www.sakai-city-hospital.jp/information/>

(2) 交付期間

令和2年7月31日（金）午前10時から令和2年8月13日（木）午後5時まで

5. 本プロポーザル等に係る質疑及び回答

- (1) 本プロポーザルや仕様書等に関する質疑がある場合は、令和2年8月6日（木）午後5時までに、次の質疑先に様式1「プロポーザル等に関する質疑書」を電子メールで送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

（質疑先）

堺市地域医療情報ネットワーク運営協議会 事務局

E-mail： sakai-ict@sakai-hospital.jp

- (2) 前項の質疑に対する回答は、令和2年8月12日（水）までに上記送信者にメールにて回答する。

6. 参加申請

本プロポーザルに参加者は、以下の申請書類提出等を行わなければならない。

- (1) 様式2「申請担当者連絡先」

- (2) 様式3「入札参加資格審査申請書兼誓約書」

以下の書類を含む

(ア) 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）若しくは登記簿謄本の原本又は写し（発行後3か月以内のものに限る。）

(イ) 納税証明書の原本又は写し（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するものであって、発行後3か月以内のものに限る。）

(ウ) 提案する基盤システムが、令和2年3月31日時点で電子カルテ情報及び画像情報を公開している病院の導入実績を示すもの（自由書式で病院名については非公開でかまわない）。なお、実績については50以上あることが望ましい。

(エ) 返信用封筒（宛名に「様」又は「御中」を付記し、84円分の切手を貼付した長形3号）（参加資格審査結果の通知用）

- (3) 申請締切日

令和2年8月13日（木）必着

- (4) 提出先

本募集要領記2の事務局

(5) 参加申請の辞退

参加申請後、辞退する場合は様式4 辞退届を記載の上、上記提出先に提出すること。なお、参加資格確認結果通知後に辞退する場合は令和2年8月21日（金）までに提出すること。

(6) その他

(ア) 申請に要する費用は申請者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わない。

(イ) 申請書類に虚偽の記載があれば、申請を認めないものとする。

7. プロポーザル参加資格確認結果通知

参加者から提出のあった参加申込の関係書類を確認後、令和2年8月17日（月）に様式2に記載された担当者に電話および参加資格審査結果を郵送する。

8. プレゼンテーション審査の実施

(1) 参加者は参加資格審査結果を受理し、参加資格が認められた場合、プレゼンテーション審査を実施する。審査結果の総合得点が最も高かった者を優先交渉権者として決定する。

(2) 提案書等の提出

(ア) 基本仕様書回答書 1部 ※Excelに入力して出力したもの

(イ) 様式5 見積書 1部

(ウ) 企画提案書 15部

(エ) 企画提案書（概要） 15部

(オ) 上記（ア）（ウ）の電子媒体（CD-Rとし、当該CD-Rの表面には企業名または共同企業体名、業務件名を記載すること。）

(3) 企画提案書等提出締切日

令和2年8月21日（金）必着

(4) 提出先

本募集要領記2の事務局

(5) 基本仕様書回答書の記載について

堺市地域医療連携ネットワークシステム基本仕様書の要件について基本仕様書回答書（Excel）に以下のとおり記載し提出すること。

(ア) 「基本仕様書回答書チェックシート」の項目から小分類に区分けされた要件について、可否の列に以下のとおり記入する。

判定基準	回答記入
標準機能として対応可能	○
対応不可	×

(イ) 要件が○の場合において、条件等必要な場合は、同シートの備考にその内容を記入する。

(ウ) 「基本仕様書回答書 表紙」の基本仕様書遵守率に要件が「○」である遵守率をパーセンテージ小数点第2位（3位以下切り捨て）で記入する。

(エ)「基本仕様書回答書 表紙」「基本仕様書回答書チェックシート」の順で印刷したものを押印の上、提出する。

(6) 見積書の記載について

様式5 見積書の記載は以下のとおり記載し提出すること。なお、様式5 見積書には見積根拠となる明細書を別途添付すること。

(ア) 見積価格は公開施設1 病院あたりにかかる導入費用を記入すること。

(イ) 上記導入費用において電子カルテ以外の部門システム連携は5 システム（PACS、放射線レポートシステム、超音波レポートシステム、内視鏡レポートシステム、心電図レポートシステム、細菌検査レポートシステム、病理レポートシステム、退院サマリシステム等いずれかの5 つ）の情報を共有すること想定した金額を見積価格に含める。

(ウ) 上記導入費用において導入ワーキング等プロジェクトマネジメントにかかる費用は公開施設4 病院で均等に除算した金額を見積価格に含める。

(エ) 参考見積価格には公開施設1 病院あたりにかかる本プロポーザルで調達予定の機器の保守、ソフトウェア・サービス利用料等の5 年間分を合算した費用を記載する。なお、サーバ等機器の保守は導入費用に含めてもかまわない。その場合は見積明細書に分かるように明記すること。

(オ) 参考見積価格（5 年保守費用）の積算に当たっては、保守期間中における材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(7) 企画提案書について

(ア) 企画提案書は、評価者が堺市地域医療連携ネットワークシステム基本仕様書、評価基準に基づき最適な内容を適切に評価できるよう、具体的に分かりやすく記述すること。なお、頁数は、60 頁以内とする。

(イ) 企画提案書（概要）に基づきプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書の概要として、30 分以内で説明できるように簡潔に要点をまとめ記述すること。

(ウ) 上記（ア）（イ）とも、商号、事業者名、基盤システムの商標等参加者が特定できるものは記載してはならない。

(エ) 将来的な拡張性、見積範囲外のオプション等も評価の対象となるが、その場合、対象頁の右上に「見積対象外」と記述し、概算費用も記載すること。なお、拡張性について無料でバージョンアップできるものについてはその限りではない。

(8) プレゼンテーション実施日時（予定）

令和2 年8 月28 日（金）13：30 開始

(9) プレゼンテーションについて

(ア) 場所・順番（時間）については参加資格が認められたものに参加資格審査結果と共に郵送する。

(イ) プレゼンテーションの時間配分

プレゼンテーション	30 分
質疑	30 分

(ウ) プレゼンテーションの発表者は3 名までとし、うち1 名は様式2 に記載された担当者とする。

(10) 審査結果通知日（予定）

令和2 年9 月1 日（火）に様式2 に記載された担当者に審査結果を郵送する。

9. 評価基準

基本仕様書回答書の遵守率、企画提案書に基づいたプレゼンテーションの内容を協議会の選定委員において評価基準に基づき公正に審査を行う。評価基準は以下の点数配分によって行い、審査員全員の合計点数が最も高い参加者が優先交渉権者に決定する。なお、各委員の得点平均が価格を除く40点未満の場合は選定しない。

評価基準及び配点表

項目	評価基準	配点
システム全体	- 基本仕様書回答書の遵守率は優れているか - 基本仕様書に基づき、堺市医療圏の医療機関連携に適した構想となっているか - 情報を公開する施設がスムーズに作業が行えるように簡潔なシステムになっているか - 情報を閲覧する施設が必要な情報を簡潔に閲覧できる仕組みになっているか など	10
システム基本機能	- 基本仕様書回答書との適合具合は優れているか - 基本仕様書の3基本機能についての機能は満たされているか など	10
その他機能	- 基本仕様書回答書との適合具合は優れているか - 基本仕様書の4その他機能は簡潔かつ情報共有しやすい仕組みになっているか など	15
その他機能提案 (自由提案)	基本仕様書以外の機能について本システムに有用な機能提案内容が示されているかまたその提案内容は地域医療連携の推進に有益なものであるか など	20
セキュリティ、ネットワーク環境	- 基本仕様書記2(4)の各種ガイドラインに従い、個人情報の取り扱い等、安全かつセキュアなシステム構築になっているか - 外部データセンターは災害時等の冗長性など基本365日稼働できる安全性・安定性を考慮されているか - 不正アクセスや情報漏洩を防げる仕組みになっているか など	10
導入体制	- プロジェクト管理運営の考え方が示され、妥当なものか - 進捗管理、リスク管理、品質管理等の各種プロジェクト管理に係る作業内容が具体的に示され、妥当なものか - 開発、構築を実現するためのスケジュールが具体的に提案されており妥当なものか など	5
施設への研修・説明会	- 開示施設への導入支援・職員への操作説明の考え方は妥当なものか - 参加予定の参照施設への導入説明会の考え方は妥当なものか - 参加決定の参照施設への導入支援の考え方は妥当なものか など	5
保守体制	- 操作等問い合わせ窓口、障害発生時の対応時間等保守体制は十分か - 稼働状況の監視、運用支援など十分か - 不測事態が発生した際の対応は十分か など	5
価格	- 評価する価格は様式5に記載した見積価格(導入費)と参考見積価格(5年保守費)を合算したものを提案価格とし、使用する - 最も安価な提案価格を20点とし、他の提案価格については次の式にて算定する $\text{最安提案価格} \div \text{提案価格} \times 20 \text{点}$	20

各委員が以下のとおり価格を除く評価項目ごとにAからEまでの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乘ずることにより点数を算出

A	B	C	D	E
特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

10. 契約

- (1) 審査結果通知において優先交渉権者に決定した参加者は企画提案の内容をもとにして、協議会と業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行う。この交渉が整ったときには、本要領記1(1)の(イ)に定める各公開施設と個別に随意契約の手続きに移る。契約においては各公開施設の契約規程に基づき締結する。契約締結は、10月中旬を予定。
- (2) 本募集要領記1(1)の(ウ)に定める本プロポーザル公示後に協議会に参加が決まった公開病院においても上記同様随意契約を行うが、契約価格は本プロポーザルに提示した見積範囲内で契約を行うこと。

11. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) その他留意事項

提案された企画が、堺市地域医療情報ネットワークシステムの共通基盤システムとして協議会に認められた場合、同日付から本プロポーザルにおいて調達したシステムの保守期間と見込まれる令和8年3月31日までに協議会に参加を認められた公開施設が同システムを導入するときは、システム導入費については本プロポーザルで提案した見積価格内とする。また、保守費用については本プロポーザルで提案した参考見積価格を基に契約者である公開施設の事業規模（病院にあっては病床数）を考慮した価格で契約することとする。ただし、いずれの費用についても通常想定しうる範囲を超えた人件費等の変動があった場合は、価格について契約者である公開施設と協議を行い決定できるものとする。